

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成27年12月7日 10時53分ごろ
発生場所	香川県高松市高松港 高松港玉藻防波堤灯台から真方位195°800m付近 （概位 北緯34°21.3′ 東経134°03.0′）
事故の概要	旅客フェリー第三十二こくさい丸は、着岸操船中、岸壁に衝突した。 第三十二こくさい丸は、右舷船首部に亀裂を伴う凹損を生じ、岸壁の防舷物取付け部のコンクリートが破損した。
事故調査の経過	平成27年12月15日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー 第三十二こくさい丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	136488、国際フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部に亀裂を伴う凹損 岸壁 防舷物取付け部のコンクリートが破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、2機2軸船であり、船長が1人で操船に当たり、高松港フェリー公共岸壁（以下「本件岸壁」という。）に入船右舷着けする予定で着岸操船を開始した。 本船は、両舷機を停止し、舵を中央として右回頭角速度が残った状態で本件岸壁に接近し、本件岸壁北端から約160mの所で右舷機を後進に入れたところ、船首が更に本件岸壁に接近する状況となったので両舷機を後進に入れ、バウスラストを左一杯としたものの、右舷船首部が本件岸壁に衝突した。
分析	本船は、右回頭角速度が残った状態で岸壁間近に接近した際、右舷機を後進に入れたことから、右回頭を続けて本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、右回頭角速度が残った状態で岸壁間近に接近した際、右舷機を後進に入れたため、右回頭を続けて本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、船舶の操縦性能を把握した上で、船体の動きを予測しながら操船すること。 |
|--|---|